大網白里市子育て交流センター
大 網 白 里 市 学 童 保 育 室
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和６年６月

大網白里市子育て支援課

目　　次

１	管理を行わせようとする施設の概要	・・・・・・・・	１
２	指定管理者が行う業務の範囲	・・・・・・・・	３
３	指定の期間	・・・・・・・・	３
４	指定管理料の額	・・・・・・・・	３
５	応募資格	・・・・・・・・	４
６	指定管理者の募集及び選定スケジュール	・・・・・・・・	５
７	募集要項の配布	・・・・・・・・	５
８	質問の受付及び回答	・・・・・・・・	５
９	現地見学会	・・・・・・・・	５
１０	申請手続等	・・・・・・・・	６
１１	選定の基準、方法等	・・・・・・・・	８
１２	指定管理者の指定及び協定に関する事項	・・・・・・・・	９
１３	その他の留意事項	・・・・・・・・	１０
１４	資料	・・・・・・・・	１１
１５	問合先	・・・・・・・・	１１
第１号様式	指定管理者指定申請書	・・・・・・・・	１２
第２号様式	事業計画書	・・・・・・・・	１３
第２号様式別紙１	事業計画に係る提案書	・・・・・・・・	１４
第２号様式別紙２	職員配置計画	・・・・・・・・	１９
第２号様式別紙３	特別な支援が必要な児童に係る提案書	・・・・・・・・	２１
第３号様式	収支予算書	・・・・・・・・	２２
第３号様式別紙１	収支予算書総括表	・・・・・・・・	２３
第３号様式別紙２	人件費内訳書	・・・・・・・・	２４
（別紙様式１）	指定管理者募集に関する質問書	・・・・・・・・	２５
（別紙様式２）	現地見学会参加申込書	・・・・・・・・	２６
（別紙様式３）	誓約書	・・・・・・・・	２７
（別紙様式４）	共同事業体協定書兼委任状	・・・・・・・・	２８
（別紙様式５）	共同事業体連絡先一覧	・・・・・・・・	２９
（別紙様式６）	応募辞退届	・・・・・・・・	３０

大網白里市子育て交流センター・大網白里市学童保育室

指定管理者募集要項

大網白里市子育て交流センター及び大網白里市学童保育室６施設について、より効率的かつ安定的な管理運営を行い、利用者へのサービスの向上を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

１　管理を行わせようとする施設の概要

※　(1)及び(2)①～⑥を一括して応募すること。一部施設のみの応募はできない。

(1) 大網白里市子育て交流センター

施設名称	大網白里市子育て交流センター
所在地	大網白里市みどりが丘三丁目１８番地４
敷地面積	９，８００．０３㎡
施設構造	木造・平屋
延床面積	１，２４２．６２㎡ 学童保育室　５３０．３１㎡ 児童館　４０１．５０㎡ 子育て支援センター　２４５．５３㎡ 多世代交流スペース　６５．２８㎡
実施事業	放課後児童健全育成事業（３支援単位） 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 児童館の運営

(2) 大網白里市学童保育室

①　白里学童保育室

施設名称	白里学童保育室
所在地	大網白里市南今泉３３４９番地 （白里小学校敷地内　専用施設）
施設構造	鉄骨造・平屋
延床面積	９６．８９㎡
実施事業	放課後児童健全育成事業（１支援単位）

② 大網東学童保育室

施　設　名　称	大網東学童保育室
所　　在　　地	大網白里市富田３２番地２ （大網東小学校敷地内　専用施設）
施　設　構　造	木造・平屋
延　床　面　積	１０１．０３㎡
実　施　事　業	放課後児童健全育成事業（１支援単位）

③ 増穂学童保育室

施　設　名　称	増穂学童保育室
所　　在　　地	大網白里市北飯塚２８１番地 （増穂小学校　北側校舎１階）
施　設　構　造	鉄筋コンクリート造・２階建て
床面積（※）	３２６．８７㎡
保 育 室 面 積	６０．８０㎡
実　施　事　業	放課後児童健全育成事業（１支援単位）

④ 季美の森学童保育室

施　設　名　称	季美の森学童保育室
所　　在　　地	大網白里市季美の森南一丁目２８番地 （季美の森小学校　体育館２階）
施　設　構　造	鉄筋コンクリート造・２階建て
床面積（※）	１，０８２．０９㎡
保 育 室 面 積	１０７．５３㎡
実　施　事　業	放課後児童健全育成事業（１支援単位）

⑤ 瑞穂学童保育室

施　設　名　称	瑞穂学童保育室
所　　在　　地	大網白里市永田１０５５番地 （瑞穂小学校　旧校舎２階）
施　設　構　造	鉄筋コンクリート造・２階建て
床面積（※）	６５３．５１㎡
保 育 室 面 積	９２．９８㎡＋９０．７４㎡
実　施　事　業	放課後児童健全育成事業（２支援単位）

⑥　増穂北学童保育室

施　設　名　称	増穂北学童保育室
所　　在　　地	大網白里市上貝塚３１７番地 （増穂北小学校　体育館２階）
施　設　構　造	鉄筋コンクリート造・２階建て
床面積（※）	１６４．７９㎡
保育室面積	５７．９０㎡
実　施　事　業	放課後児童健全育成事業（１支援単位）

※　③～⑥の床面積は、建物全体の延床面積ではなく、指定管理者が管理する範囲の床面積（学校との共用エリアを含む。）である。

※　③～⑥については、利用児童数の増加や小学校の状況により、所在地、支援単位数等が変更となる場合がある。

２　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　大網白里市子育て交流センター

大網白里市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第８号）第１５条第１項に規定する業務及び大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例（平成１４年条例第２０号）第１１条第１項に規定する業務とする。

なお、業務に関する仕様及び管理の基準については、「大網白里市子育て交流センター指定管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

⑵　大網白里市学童保育室

大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例（平成１４年条例第２０号）第１１条第１項に規定する業務とする。

なお、業務に関する仕様及び管理の基準については、「大網白里市学童保育室指定管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

３　指定の期間

５年間（令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで）

４　指定管理料の額

指定管理者に支払う指定管理料の上限額は、以下のとおりとする。

	５年間総額
指定管理料上限額	７７８，３１０，０００円

５　応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設又は第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業の運営実績（委託を含む。）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同する団体（以下「共同事業体」という。）とする。

※　共同事業体で応募する場合は、代表団体を定めること。

※　単独で応募した法人等は、共同事業体での応募の構成員になることはできない。また、複数の共同事業体の構成員になることはできない。

(2) 欠格事項

次の事項に該当する法人等又は共同事業体は、応募できない。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により本市における入札参加を制限されている。

②　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けてから２年を経過していない。

③　市長又は副市長が地方自治法第１４２条に規定する役員等に相当する、又は同法第１８０条の５の規定より市に設置する委員会の委員が同法第１８０条の５第６項に規定する役員等に相当する。（市が当該法人等に対して資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している場合を除く。）

④　本市の市議会議員が地方自治法第９２条の２に規定する役員等に相当する。

⑤　国税、都道府県税又は市町村税を滞納している。

⑥　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定するものをいう。）又はその利益となる活動を行っている。

⑦　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更生・再生手続中である。

６　指定管理者の募集及び選定スケジュール

予　定　期　間	内　　容
令和６年６月２１日（金）	募集要項等の公開・配布開始
令和６年７月４日（木）	現地見学会
令和６年７月８日（月）	質問書受付期限
令和６年７月１６日（火）	質問に対する回答日
令和６年７月３０日（火）	申請書類の受付期限
令和６年８月上旬	プレゼンテーション審査 指定管理者候補選定結果の通知
令和６年市議会第３回定例会（９月）	指定管理者指定の議決
令和７年４月１日（火）	業務開始

７　募集要項の配布

(1) **配布期間**　　令和６年６月２１日（金）から７月３０日（火）まで
月曜日から金曜日（祝日を除く。）
午前８時３０分から午後５時まで

(2) **配布場所**　　大網白里市子育て支援課　※市ホームページにも掲載
（大網白里市大網１１５番地２）

８　質問の受付及び回答

(1) **受付期間**　　令和６年６月２１日（金）から７月８日（月）午後５時まで

(2) **提出様式**　　質問書（別紙様式１）

(3) **受付方法**　　窓口に持参、郵送又は電子メールにより行うこと。
郵送の場合は、令和６年７月８日（月）必着のこと。
口頭による質問は受け付けないものとする。

(4) **回答方法**　　市ホームページに掲載
※　回答においては、法人名等を記載しないとともに、意見の表明と読み取れるもの、内容が不明瞭なもの及び今回の募集と直接関係がないと判断した質問については回答しないものとする。

(5) **回答日時**　　令和６年７月１６日（火）午後３時

９　現地見学会

(1) **日　　付**　　令和６年７月４日（木）

(2) **参加申込**　　令和６年７月２日（火）午後５時までに現地見学会参加申込書（別紙様式２）を提出すること（郵送、FAX 又はメール提出可）。

(3) **見学施設**　　子育て交流センター

(4) **注意事項**　　見学会以外で、敷地内等に立ち入り、見学しないこと。

１０　申請手続等

(1) 提出書類

番号	書　類　名	提出部数	
		正本	副本
1	大網白里市指定管理者指定申請書（別記第１号様式）	1	１０
2	事業計画書（別記第２号様式）	1	１０
3	事業計画に係る提案書（別記第２号様式　別紙１）	1	１０
4	職員配置計画（別記第２号様式　別紙２）	1	１０
5	職員の指揮命令系統がわかる組織図（任意様式）	1	１０
6	自主事業計画及び収支予算（任意様式）	1	１０
7	特別な支援が必要な児童に係る提案書（別記第２号様式　別紙３）	1	１０
8	収支予算書（別記第３号様式）	1	１０
9	収支予算書総括表（別記第３号様式　別紙１）	1	１０
１０	人件費内訳書（別記第３号様式　別紙２）	1	１０
１１	法人等の登記事項証明書又は代表者の身分証明書 ※　申請日前３か月前に取得したもの	1	
１２	法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに準ずる書類	1	
１３	法人等の決算関係書類 ※　令和５年度の事業報告書、賃借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類	1	１０
１４	ア　法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３） ※　税務署が発行したもので申請日前３か月以内に取得したもの ※　本社（本店）の納税証明書 イ　都道府県税の納税証明書 ※　都道府県税事務所が発行したもので申請日前３か月以内に取得したもの。（前年度分の滞納（未納分）がないことを証明する書類で可） ※　本社（本店）の納税証明書 ウ　市町村税の納税証明書 ※　市町村が発行したもので申請日前３か月以内に取得したもの。（前年度分の滞納（未納分）がないことを証明する書類で可） ※　本社（本店）の納税証明書	1	
１５	誓約書（別紙様式３）	1	
１６	共同事業体協定書兼委任状（別紙様式４）※　共同事業体による応募の場合	1	１０
１７	共同事業体連絡先一覧（別紙様式５）※　共同事業体による応募の場合	1	

(2) 提出部数等

正本１部及び副本（写し）１０部を１部ごとにＡ４サイズの紙ファイルに綴り提出すること。

また、インデックス等を活用し、書類ごとに綴った位置が明確になるようにすること。

(3) 提出期間、提出方法等

① 提出期間　令和６年６月２１日（金）から**令和６年７月３０日（火）**まで
月曜日から金曜日（祝日を除く。）
午前８時３０分から午後５時まで

② 提出場所　〒２９９－３２９２
大網白里市大網１１５番地２
大網白里市子育て支援課

③提出方法　窓口に持参又は郵送により行うこと。
郵送の場合、書留郵便とし、令和６年７月３０日（火）必着

(4) 提出書類の情報公開

提出された申請書類等は、大網白里市情報公開条例（平成１２年条例第２４号）に基づき情報公開の対象となり、情報公開請求があった場合は同条例に定める非公開情報（個人情報、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、指定管理者の選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については、そのおそれがなくなった時期に公開するものとする。

(5) 提出書類の留意事項

① 提案内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差替えによる提案内容の変更はできないものとする。ただし、大網白里市が内容の訂正を求める場合を除く。

② 費用負担

応募に必要な費用は、申請者の負担とする。

③ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製を作成する。

(6) 辞退について

指定管理者の応募を辞退する場合は、応募辞退届（別紙様式６）を令和６年７月３０日（火）までに提出すること。

１１　選定の基準、方法等

(1) 選定の基準

大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１８年条例第１１号）第４条の規定により、次の①～④の基準に照らして審査した上で、最も適当と認める法人等又は共同事業体を指定管理者の候補者とする。

① 事業計画書による公の施設の運営が、住民の平等な利用を確保するものであること。

② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

③ 事業計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること。

④ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

なお、基準の詳細及び配点は、別紙１「選定評価表」のとおりとする。

(2) 選定審査

① 書類審査

② 応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング（**令和６年８月上旬を予定**）

(3) 選定の方法

指定管理者の選定に当たっては、大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１８年規則第１０号）第４条第１項に規定する指定管理者選定委員会において、申請団体のうち申請資格の要件を満たす法人等について審査する。

申請団体からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定評価表に基づき採点し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

ただし、選定すべき者の合計点が、総配点の６割未満であったときは、選定しない。

また、応募者が１者のみであっても、基準による審査を実施し、点数が総配点の６割未満であるときは、選定しない。

(4) 選定結果の通知と公表

選定結果については、選定後、令和６年８月中に文書で申請者に通知する。

なお、市ホームページに選定結果の概要を公表する予定である。

(5) 選定対象からの除外

下記の要件のいずれかに該当した場合は、選定の対象から除外する。

① 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合

② 提出書類に虚偽又は不正があった場合

③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

④ 提出期間を経過してから提出書類が提出された場合

⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

⑥ その他不正な行為があった場合

１２　指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者を指定管理者とする旨の議案を令和６年市議会第３回定例会（９月）に提出し、議案の議決をもって指定管理者として指定するものとする。

(2) 議会の議決を得られなかった場合等の措置

市議会の議決を得られなかった場合、又は市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、当該候補者を指定管理者として指定しないこととする。この場合において、指定管理者（候補者を含む。）が子育て交流センター及び学童保育室に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等について、市は一切補償しないものとする。

(3) 基本協定の締結

指定管理者の指定を受けた法人等は、管理運営業務の実施等に関する事項について、協議の上、市と基本協定を締結するものとする。

(4) 年度協定の締結

各年度の実施事項を定める年度協定を別途締結するものとする。

(5) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が求める内容どおりに確実に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めないこととする。

⑹ リスク分担の考え方

別紙２「リスク分担表」のとおりとする。ただし、別紙に定める事項に疑義がある場合又は別紙に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

⑺ 準備期間等

指定管理者として指定された日から令和７年３月３１日までの間を準備期間とし、職員等の確保、組織体制の確立、備品の確認、施設の維持管理上必要な保守点検業務の確認と準備を行うとともに、市又は現在の指定管理者から施設の管理及び運営について十分に引継ぎを受けるものとする。なお、準備期間における引継ぎ等の費用は、指定管理者（候補者を含む。）の負担とする。

１３　その他の留意事項

⑴ 指定の取消し等

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市長は、指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者は市に応分の賠償をしなければならない。

なお、指定管理者は指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。

⑵ 管理業務の委託

指定管理者は、あらかじめ市が認めた場合は、業務の一部を指定管理者以外の者に委託し、又は請け負わせることができるものとし、委託先は市と協議し、決定することとする。なお、委託の内容に変更が生じる場合も同様とする。

⑶ 施設の管理等

指定管理者が利用者の利便性を高めるために、施設の改修、新規の備品の購入又は廃棄しようとする場合は、事前に市と協議し、決定することとする。

⑷ 原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したときは、子育て交流センター及び学童保育室の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

⑸ 事業の引継ぎ

指定管理者は、指定の期間が終了するときは、事業全般が円滑に継続できるよう、市又は次期指定管理者に対し円滑に業務の引継ぎを行う。

(6) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければならない。

(7) その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとする。

１４　資料

(1) 大網白里市子育て交流センター指定管理業務仕様書
(2) 大網白里市学童保育室指定管理業務仕様書
(3) 別紙１　選定評価表
(5) 別紙２　リスク分担表
(6) 別紙３　維持管理業務一覧
(6) 別紙４－１　大網白里市子育て交流センター主要備品一覧
(7) 別紙４－２　大網白里市学童保育室主要備品一覧
(8) 位置図・平面図

１５　問合先

窓　口：大網白里市子育て支援課保育班
電　話：０４７５（７０）０３４７
ＦＡＸ：０４７５（７２）８４５４
Ｅ－ｍａｉｌ kosodate@city.oamishirasato.lg.jp

別　記

第１号様式（第３条第１項）

大網白里市指定管理者指定申請書

令和６年　　月　　日

大網白里市長　様

所　在　地
申請者　名　　称
代表者氏名
連　絡　先

下記の施設について、指定管理者の指定を受けたいので大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定により申請します。

記

１　指定を受けようとする施設の名称

・大網白里市子育て交流センター
・大網白里市学童保育室

２　添付書類

・　事業計画書（別記第２号様式）
・　収支予算書（別記第３号様式）
・　登記事項証明書その他これらに準ずるもの
・　定款、寄附行為、規約その他これらに準ずるもの
・　貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
・　市長が必要と認める書類

第２号様式（第３条第２項）

事業計画書

<table>
<tr><td>公の施設の名称</td><td colspan="4">大網白里市子育て交流センター
大網白里市学童保育室</td></tr>
<tr><td>申請年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>申請団体</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td><td>設立年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>団体所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>ＦＡＸ番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>Ｅ-mail</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>管理運営実績がある類似施設名（※）</td><td>所在地</td><td colspan="2">主な業務内容</td><td colspan="2">運営開始年月日</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>開始</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>終了</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>開始</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>終了</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>開始</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>終了</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>開始</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>終了</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業計画</td></tr>
<tr><td colspan="5">別紙「事業計画に係る提案書」のとおり</td></tr>
</table>

※　「管理運営実績がある類似施設名」の欄には、児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設又は同法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設を記載すること。

別記第２号様式　別紙１

事業計画に係る提案書

１　管理運営を行うに当たっての経営方針について

各施設の管理運営を行うに当たっての取組や運営方針を記載すること。

２　安心・安全面からの管理運営の具体策など特徴的取組について

利用者が安全かつ快適に利用できるよう、業務仕様書に示した施設・設備の点検や清掃などの基本的な考え方を記載すること。

３　施設の管理について

①職員の配置

継続的な運営を見据えた採用、人員配置についての考え方を記載すること。 また、放課後児童健全育成事業の実施に当たり、通常時期及び長期休業期間中の人材確保のための実施策及び不足人員が生じた場合や学校の臨時休校等により急遽開所時間が早まる場合の対応策、バックアップ体制を記載すること。 指揮命令系統が分かる組織図及び職員配置計画（別記第２号様式別紙２）を添付すること。

②職員の研修計画

放課後児童支援員等に対する研修や人材育成の基本的な考え方、研修計画等の取組について記載すること。

4　施設の運営について

①年間の自主事業計画

予定している自主事業の具体的内容と実施方法等の概要を記載すること。また、年度ごとの事業計画書及び収支予算を添付すること。

②サービスを向上させるための方策

地域や他施設との連携の考え方、利用者からの意見・要望の把握方法とその対応策、また、利用者等とのトラブルの未然防止策と対応策など、サービス向上のための取組について記載すること。

5　個人情報の保護について

個人情報保護対策を含め、取り扱う情報の具体的な管理方法などについて記載すること。

6　緊急時の対応について

防犯、防災への対応や事故防止対策に関する考え方や取組について記載すること。また、緊急時の対応体制等についても記載すること。

7　団体の理念について

①団体の経営方針

指定管理者として施設の管理及び事業を実施する上での基本的な考え方を記載すること。

②指定管理者の指定を申請した理由

指定管理者の指定を申請した理由について記載すること。

③施設の現状に対する考え方及び将来展望

施設の現状を踏まえ、指定管理者として将来的にどのような施設にしていくか記載すること。

８　その他　特記すべき事項

①住民の平等な利用の確保

利用者の公平・平等な利用の確保についての方針と取組について記載すること。

②特別な支援が必要な児童の利用

特別な支援が必要な児童の利用に対する考え方や取組を記載すること。また、特別な支援が必要な児童に係る提案書（別記第２号様式別紙３）を添付すること。

③業務の効率化

業務の効率化及び経費削減のための取組に関する基本的な考え方を記載すること。

④子ども・保護者の視点に立った配慮や工夫

子ども・保護者の視点に立った配慮や工夫について、考え方や取組を記載すること。

⑤地域貢献に関する方策

市内経済の活性化等のため、物品調達や雇用などに関しての考え方や取組を記載すること。

別記第２号様式　別紙２

職 員 配 置 計 画

１　雇用人数

施設名		職　名	常勤（※）	非常勤	備　考
子育て交流センター		施設長	人	人	
		その他（事務等）	人	人	
	児童館	児童厚生員	人	人	
	子育て支援センター	保育士	人	人	
	大網学童保育室	学童保育統括指導員	人	人	
	大網学童保育室１	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	大網学童保育室２	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	大網学童保育室３	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
学童保育室		学童保育統括指導員	人	人	
		その他（事務等）	人	人	
	白里学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	大網東学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	増穂学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	季美の森学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	瑞穂学童保育室１	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	瑞穂学童保育室２	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	増穂北学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	

※　備考には「施設長と児童厚生員は兼務」「学童保育室の統括指導員と兼務」等を記載すること。

２　配置人数

施設名		職　名	常勤（※）	非常勤	備　考
子育て交流センター		施設長	人	人	
		その他（事務等）	人	人	
	児童館	児童厚生員	人	人	
	子育て支援センター	保育士	人	人	
	大網学童保育室	学童保育統括指導員	人	人	
	大網学童保育室１	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	大網学童保育室２	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	大網学童保育室３	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
学童保育室		学童保育統括指導員	人	人	
		その他（事務等）	人	人	
	白里学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	大網東学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	増穂学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	季美の森学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	瑞穂学童保育室１	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	瑞穂学童保育室２	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	
	増穂北学童保育室	放課後児童支援員（有資格者）	人	人	
		補助員	人	人	

※　シフトによる交代等は含めず、同時に勤務する基本的な人数を記載すること。

３　その他特筆すべき事項

※　この計画でいう「常勤」とは、１週間の総開所時間数（長期休業期間等ではない平均的な開所時間）の８割以上を業務に従事する職員を含めるものとする。

別記第２号様式　別紙３

特別な支援が必要な児童に係る提案書

（１）運営している施設における支援を要する児童の人数

年度	合計	支援を要する児童の内容		
		身体	知的	その他
令和５年度				
令和４年度				
令和３年度				

※　「運営している施設」における、確定している直近３事業年度分の児童の人数を記載すること。

※　手帳の取得の有無を問わず、発達障がい等の疑いがあるが診断基準を満たさない児童も含めること。

（２）支援を要する児童を受け入れるにあたって考慮している事項について

（３）配慮・工夫している取り組みについて

第３号様式（第３条第２項）

収支予算書（　　年度）

（単位：千円）

		内訳			備考
		合計	子育て交流センター分	学童保育室分	
収入合計（A）		0	0	0	
項目	指定管理料	0			
	その他	0			
支出合計（B）		0	0	0	
項目	人件費	0			
	事務費	0			
	事業費	0			
	管理費	0			
	その他	0			
収支（A）－（B）		0	0	0	

※　指定管理者の指定期間となる期間の年度ごとに記入すること。
※　自主事業に係る収支は、含めないこと。
※　徴収する利用料・使用料は市の収入とするため、収入額には含めないこと。
　　ただし、徴収に係る手数料等は、支出額に含めること。
※　人件費の内訳は、人件費内訳書（別記第３号様式 別紙２）に記載すること。
※　市から指定管理者に支払う指定管理料の額は、支出合計額から指定管理料以外の収入の合計額を減じた額とする。

別記第３号様式 別紙１

収支予算書総括表

（単位:円）

指定管理料上限額（Ａ）	778,310,000
提案額（Ｂ）	0
差額（Ａ－Ｂ）	778,310,000

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
年度別指定管理料					

※　年度別指定管理料は、収支予算書（別記第３号様式）の数字と一致させること。

※　提案額（Ｂ）は、指定管理料上限額（Ａ）以下とすること。

別記第３号様式 別紙２

人件費内訳書（令和　　年度）

１　給与額

【子育て交流センター】

（１）施設長	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（２）児童厚生員	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（３）保育士	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（４）学童統括指導員	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（５）放課後児童支援員	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（有資格者）	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（６）放課後児童支援補助員	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（７）その外（事務員等）	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝

【学童保育室】

（８）学童統括指導員	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（９）放課後児童支援員	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（有資格者）	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（10）放課後児童支援補助員	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
（11）その外（事務員等）	単価（月額）	×	人数	×	月数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝
	単価（時給）	×	人数	×	時間数	＋	ボーナス等	＋	その他手当	＝

給与額計　＿＿＿＿＿＿＿＿千円　①

２　法定福利費

【子育て交流センター】　（年額）　千円　②

【学童保育室】　（年額）　千円　③

２　人件費計　＿＿＿＿＿＿＿＿千円　（①＋②＋③）

（別紙様式１）

令和６年　月　日

大網白里市子育て交流センター・大網白里市学童保育室
指定管理者募集に関する質問書

大網白里市長　　様

質問者　商号又は名称
担当者氏名
所属
所在地
電話
Ｅ-Ｍａｉｌ

大網白里市子育て交流センター・大網白里市学童保育室指定管理者募集要項、業務仕様書等について、以下の質問がありますので提出します。

番号	資料名称 ページ・項目	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		

（別紙様式２）

令和６年　月　　日

現地見学会参加申込書

令和６年７月４日（木）の現地見学会について、下記のとおり参加を申し込みます。

記

法人・団体名		
参加者１	所属・役職名	
	氏　　名	
参加者２	所属・役職名	
	氏　　名	
参加者３	所属・役職名	
	氏　　名	

注）１団体当たり３名まで

【申込担当者】

氏　　名	
電　話　番　号	
メールアドレス	

※　集合場所、集合時間等の現地見学会の詳細は、申込書提出後に申込担当者を通じてご連絡します。

（別紙様式３）

令和６年　月　日

大網白里市長　　様

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

誓　約　書

下記の資格要件については、事実と相違ないこと誓約します。

記

(1) 児童福祉施設又は放課後児童健全育成事業の運営実績（委託を含む。）を有すること。

(2) 法人等が次の事項に該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により本市における入札参加を制限されている。

② 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けてから２年を経過していない。

③ 市長又は副市長が地方自治法第１４２条に規定する役員等に相当する、又は同法第１８０条の５の規定より市に設置する委員会の委員が同法第１８０条の５第６項に規定する役員等に相当する（市が当該団体に対して資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している場合を除く。）。

④ 本市の市議会議員が地方自治法第９２条の２に規定する役員等に相当する。

⑤ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している。

⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定するものをいう。）又はその利益となる活動を行っている。

⑦ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更生・再生手続中である。

（別紙様式４）

令和６年　　月　　日

共同事業体協定書兼委任状

大網白里市長　様

共同事業体代表団体
所在地
法人名
代表者　　印

大網白里市子育て交流センター・大網白里市学童保育室指定管理者公募に参加するため、共同事業体を結成し、大網白里市との間における以下の事項に関する権限を代表団体に委任します。

指定管理者に指定された場合、各構成団体は大網白里市子育て交流センター・大網白里市学童保育室指定管理者としての業務の遂行及びこれに伴う当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称		
共同事業体の事務所所在地		
代表団体（受任者）	所在地 名称 代表者 担当業務	印 例）施設維持管理・学童保育の運営　等
構成団体（委任者）	所在地 名称 代表者 担当業務	印 例）施設維持管理・学童保育の運営　等
構成団体（委任者）	所在地 名称 代表者 担当業務	印 例）施設維持管理・学童保育の運営　等
委任期間	令和　　年　　月　　日から本指定管理の指定期間終了後　　か月を経過する日まで継続するものとします。 構成団体の変更は、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
委任事項	１　指定管理者の指定の申込に関する権限 ２　協定締結に関する権限 ３　経費の請求受領に関する権限 ４　契約に関する権限	
その他	１　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできません。 ２　本協定書に定めのない事項は、共同事業体内で協議するものとします。	

※　構成団体欄が足りない場合は、行を追加してください。

（別紙様式５）

共同事業体連絡先一覧

共同事業体名

〔代表構成団体　担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	(　　)		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

〔構成団体　担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	(　　)		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

〔構成団体　担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	(　　)		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

（別紙様式６）

令和６年　月　日

応募辞退届

大網白里市長　　様

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

大網白里市子育て交流センター・大網白里市学童保育室指定管理業務に係る指定管理者指定申請書を提出いたしましたが、応募を辞退いたします。